



7 月のマクロ経済は総じて減速、コロナ再来や原材料高騰 ～8 月のニュースレビュー～

リサーチ&アドバイザリー部
中国調査室

注目された経済ニュース(8 月)	2
【マクロ経済】.....	2
7 月のマクロ経済は総じて減速、コロナ再来や原材料高騰	2
中央政治局会議、マクロ政策の連続性・安定性を維持.....	2
国家級新区、新たな発展計画を制定へ.....	2
10 年間の人口変化データ、149 都市で人口減少	3
27 省会都市人口データ、9 市は 1,000 万人超え.....	3
上半期の一人当たり可処分所得のトップ 10 都市:長江デルタの 6 都市がランクイン	3
【産業・企業】.....	4
重要情報インフラの安全保護に新条例、9 月 1 日施行	4
スマートコネクテッドカーのデータ・サイバー安全管理規定を発表	4
全人代、『個人情報保護法』を可決、11 月 1 日に施行へ.....	5
【金融】.....	5
2021 年に企業債のデフォルト金額は 1,200 億元を超過、格付け機関業界の規範化が進む	5
中国人民銀行レポート:世界的なインフレ圧力が上昇、先進国・新興国の金融政策が分かれる.....	6
プロフェッショナル解説(税務会計)/PwC 日本企業部	7
深圳前海における 15%の企業所得税優遇政策を 2025 年まで継続し現代サービス業のさらなる発展を支援... 7	
規制動向(2021.8.16～8.20)	11
I. 中華人民共和国個人情報保護法	11
II. 「第 14 次 5 年計画」に基づく、黄河沿い重点地域の産業プロジェクトへの参入と、汚染度の高い、水消費の多い、又は高エネルギー消費のプロジェクトの厳格管理に関する通知.....	11
III. 商務部・発展改革委員会・財政部・自然資源部・住宅都市農村建設部・交通運輸部・税関総署・市場監督管理総局・郵政局による「貿易物流の高品質な発展に関する特別行動計画(2021-2025 年)」に関する通知	11
三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2021 年 8 月)	12

注目された経済ニュース(8 月)

【マクロ経済】

7 月のマクロ経済は総じて減速、コロナ再来や原材料高騰

国家統計局は 8 月 16 日、7 月のマクロ経済指標を発表した。それによると、工業生産付加価値額について、7 月単月は前年同月比+6.4%と、6 月より 1.9 ポイント減速した。1-7 月は前年同期比+14.4%と、こちらも 1-6 月より 1.5 ポイント減速した。内訳(1-7 月)をみると、採鉱業は同+5.3%と 6 月より▲0.9 ポイント、製造業は同+15.4%と先月より▲1.7 ポイントといずれも景気減速をもたらす要因となった。7 月単月の消費(小売売上高)は 3 兆 4,925 億元で、前年同期比+8.5%(2019-20 年 2 年平均伸び率は+3.6%)、6 月より 3.6 ポイント減速した。1-7 月は 24 兆 6,829 億元、同+20.7%(2 年平均伸び率は+4.3%)となった。投資については、1-7 月は 30 兆 2,533 億元で、同+10.3%(2 年平均伸び率は+4.3%)となった。内訳について、製造業設備投資は同+17.3%(2 年平均伸び率は+3.1%)、不動産関連投資は同+12.7%(2 年平均伸び率は+8.0%)、インフラ投資は同+4.6%(2 年平均伸び率は+0.9%)と、製造業設備投資は回復基調が続き、また、不動産関連投資が投資全体をけん引する構図に変わりはなかった。

7 月 30 日に開催された中国共産党中央政治局会議において、習近平国家主席は「世界的にコロナウイルス感染が拡大すると共に、外部環境は更に複雑かつ深刻になり、国内経済の回復力は十分ではなく、アンバランスな面を改善しなければならない」と強調した。8 月 23 日現在の国内新型コロナウイルス関連のハイリスクエリアは 10 か所、ミドルリスクエリアは 62 か所となお予断を許さない状況となっている。また、天然ガスをはじめとする国際エネルギー価格の高騰が継続しており、さらに国内ではカーボンニュートラル目標への追求による一部地域での鉄鋼やセメントの減産も影響している。当面、景気減速をもたらすマイナス要因が重なり、年後半の政策方針は旧来の「出口模索」ではなく、景気支援の再開に転じる可能性がある。

中央政治局会議、マクロ政策の連続性・安定性を維持

7 月 30 日、中央政治局会議が開かれ、当面の経済情勢および下半期の経済政策について検討された。会議では、マクロ政策の連続性、安定性、持続性を保ち、今年から来年までの政策の連続性を保ち、経済運営を合理的なレンジに維持する方針を示した。積極的な財政政策の効果を高め、予算内での投資、地方債の発行ペースを合理的に調整、穏健な金融政策は合理的で十分な流動性を保ち、中小企業と困難な業界の回復を支援すると説明した。

下半期の重点措置について、①国内市場の潜在力の掘り起こし、新エネルギー車発展の加速、農村部での電子商取引と速達物流配送体系の拡充、「14・5 計画」重大プロジェクト建設の推進、企業の技術改造投資の拡大、②科学技術革新と産業チェーンの強靱性の向上、基礎研究と応用研究の強化、ボトルネック問題の解決、③二酸化炭素(CO₂)排出量を 2030 年までにピークアウトさせる行動計画の早期作成、④財政金融リスク処置メカニズムの構築、国内企業の海外上場に関する監督管理制度の整備、④「住宅は住むものであり投機対象ではない」との方針の堅持、土地価格と不動産価格、市場予想の安定化、⑤大学生と農民工(出稼ぎ労働者)の就業の保障などを挙げた。

国家級新区、新たな発展計画を制定へ

国家級新区は 20 世紀 90 年代初期に設立され始め、国の重大発展と改革開放の戦略任務を担う総合機能プラットフォームである。現時点で、国务院に承認された国家級新区は上海市の浦東新区、天津市の滨海新区、重慶市の两江新区、浙江省の舟山群島新区、甘粛省の蘭州新区、広州市の南沙新区、陝西省の西咸新区、貴州省の貴安新区、南京市の江北新区、河北省の雄安新区など 19 カ所となっている。

浦東新区がハイレベル改革開放により、社会主義現代化建設のモデル区を構築する目標を掲げたほか、その他の国家級新区も新たな発展計画の制定に取り組んでおり、国家重大戦略に合わせ、重点分野改革とハイレベル開放においてモデル効果を発揮し、イノベーションを牽引として、複数の数千億元規模の新興産業集積の構築を進めている。

山東省は、青島西海岸新区に国内一流の工業インターネット産業園区の建設、製造業の質の高い発展に向けた実験室の設置を支援する。重慶の両江新区では今年に科学技術型企業が 3,000 社、ハイテク企業が 600 社に達し、スマート製造の推進とスマート産業の発展、スマートシーンの構築を推進し、国家デジタル経済と国家次世代人工知能の革新発展試験区を建設する目標を示した。また、舟山群島新区、長春新区、濱海新区、貴安新区も戦略的新興産業の発展、特色ある産業集積の育成に関する計画を打ち出した。

10 年間の人口変化データ、149 都市で人口減少

第一財經日報は各地で公表された第 7 回人口センサス調査のデータに基づき、全国 333 地級市の 10 年間の人口変化を整理した。統計によれば、184 市で人口が増加、149 市で人口が減少した。減少の市は 23 省に分布し、うち東部が 14 市、中部が 47 市、西部が 55 市、東北が 33 市。省別には東北 3 省(瀋陽、大連と長春を除く全て)、山西(9 市)、陝西(7 市)、安徽(10 市)、湖南(8 市)、湖北(8 市)、四川(13 市)の人口減少が大きかった。東南沿海部の経済発達地域へ流入したほか、中西部の長沙、西安、成都といった省会都市へ流入した要因もある。一方、浙江、海南、貴州、チベットの 4 省は人口が増加した。浙江は経済発達水準が高く、地域発展が均衡しているため、全ての地級市で人口が増加。海南、貴州、チベットは出生率が高いため、人口が増加。流入先をみると、広東、浙江、江蘇、福建、広西、貴州、四川、重慶の増加数は 300 万人を超え、合計 5,969 万人で、全国増加数の 79%を占めた。

27 省会都市人口データ、9 市は 1,000 万人超え

第一財經日報が第 7 回人口センサス調査のデータに基づき整理した結果によると、27 省会都市のうち、常住人口が 1,000 万人を超える都市は 9 市(成都、広州、西安、鄭州、武漢、杭州、石家荘、長沙、ハルビン)で、2010 年と比べ 5 市増えた(西安、鄭州、武漢、杭州、長沙)。首位の成都是 2,000 万人を超え、1 級都市である広州は 2 位で 10 年間の増加数は 597.6 万人と省会都市の 1 位となった。

全省人口に占める割合をみると、過去 10 年間、省会都市の割合がいずれも上昇し、西安の上昇幅が最大となった。なお、合肥、成都、西安、済南、長春の 5 都市は都市範囲を拡大した経緯があり、人口変動を計算する際、第 6 回調査と同じ統計基準が採用された。

2020 年時点、27 省会都市の人口は合計 2 億 3,007.8 万人、2010 年の 1 億 8,185.9 万人と比べ、10 年間で 4,821.9 万人増加し、全国増加数の 66.9%を占めた。省会人口総数の全国に占める割合は 2010 年の 13.6%から 2020 年の 16.3%に上昇した。

上半期の一人当たり可処分所得のトップ 10 都市：長江デルタの 6 都市がランクイン

2021 年上半期に、都市部一人当たり可処分所得がトップ 10 となった都市は上から順に上海、北京、杭州、深セン、広州、寧波、蘇州、紹興、アモイ、南京となっている。このうち、長江デルタの都市は 6 つ、首位の上海は全国で唯一 4 万円を超えた都市となり、浙江省の 3 都市は第 3 位、第 6 位、第 8 位となった。可処分所得は給料収入、経営純収入、財産純収入と移転純収入によって構成されている。都市別では、産業構成や人口の年齢構成によって可処分所得の構造に大きな差異が見られる。

図表 都市部一人当たり可処分所得の構成(2021年上半期) (元)

都市	一人当たり可処分所得				
	給料収入	経営純収入	財産純収入	移転純収入	
上海	40,357	25,746	962	5,156	8,493
北京	38,138	23,880	448	6,140	7,670
深セン	37,026	30,676	3,723	4,374	▲1,747
寧波	36,435	21,030	6,802	4,037	4,566

(出所)21世紀経済報道より MUFG(バンク)China 作成

北京の上半期の可処分所得のうち、給料収入は 23,880 元と最も多く、経営純収入、財産純収入、移転純収入はそれぞれ 448 元、6,140 元、7,670 元となった。北京の 60 歳以上の人口は 430 万人であり、全体に占める割合は 19.6%に達した。北京には国家機関や中央企業本部が集中しており、手厚い養老金・退職金を受け取る退職者の割合が高いことが、移転純収入の増加に繋がった。この点については、上海も類似している。上海の 60 歳以上の人口比率は 23.4%であり、一人当たり移転純収入は 8,493 元に達した(一人当たり可処分所得は 40,357 元)。北京と上海とは対照的に、深センの一人当たり経営純収入は 3,723 元と北京や上海を大幅に上回っている。ここから、深センの中小企業や個人経営者の事業が活発的であることが見て取れる。深センの外来人口は 70%以上に達し、60 歳以上の人口比率はわずか 5.4%であるため、一人当たり移転純収入は▲1,747 元とマイナスが続いている。

トップ 10 都市のうち、浙江の杭州、寧波、紹興の特徴は、一人当たり可処分所得の順位が都市全体の GDP の順位を大幅に上回ったことである。寧波を例にすると、北京・上海・深センより、寧波の一人当たり給料収入は比較的低位だが、経営純収入は 6,802 元と高い水準にある。しかも、寧波の都市住民と農村住民の可処分所得の比率は 1.73 であり、全国平均水準の 2.61 を下回っており、都市と農村の所得格差が低い。2021 年 6 月に、浙江省は「共同富裕模範区」として指定されたが、これから、浙江省の経済成長モデルが他の地域に適用されることが期待される。

【産業・企業】

重要情報インフラの安全保護に新条例、9月1日施行

国務院は8月17日、「重要情報インフラ安全保護条例」を公布し、9月1日に施行する。「ネットワーク安全法」の関連法規として、条例は重要情報インフラの範囲と認定、監督管理体制、運営者の責任と義務、保障と促進の措置、法律責任を明確にした。

重要情報インフラとは、公共通信と情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政務、国防科学技術工業といった重点業種や分野、および破壊されたり、機能が失われたり、データが漏洩したりすることにより、国の安全や国民の生活、公共利益に重要な危害を与える可能性のあるネットワーク設備や情報システムを指す。上記業種や分野の主管部門と監督管理部門は安全保護仕事を担当し、国家ネットワーク情報弁公室は関係部門の情報共有を統括する。重要情報インフラの運営者は、ネットワーク安全保護制度と責任制度を構築し、安全管理の専門機構を設立し、安全観測とリスク評価を行い、ネットワーク安全事件とリスクを報告し、安全なネットワーク製品とサービスを買付けると定めた。

スマートコネクテッドカーのデータ・サイバー安全管理規定を発表

8月12日、工業情報化部は「スマートコネクテッドカー生産企業及び製品の参入管理の強化に関する意見」(以下「意見」)を正式に発表した。企業主体の責任を確実にし、自動車データの安全、サイバー安全、ソフトウェアのアップデート、製品の品質と生産の一致性を保証し、スマートコネクテッドカー産業の高品質な発

展を推進するとして。「意見」の内容を見ると、2 つの分野からスマートコネクテッドカー産業の規範化を図っている。1 つ目はスマートコネクテッドカー関連のデータ安全及びサイバー安全の保障である。2 つ目は運転支援機能及び自動運転機能を有する製品の安全管理である。

工業情報化部は「自動車のスマート化、インターネット化が利便性を向上させるのと同時に、個人情報や重要データの無断採取によるデータ安全問題、サイバー攻撃などのサイバー安全問題が生じかねない。自動運転の故障や機能の不足による交通安全問題、ソフトウェアのアップデートなどによる自動車機能の変化による安全リスクも無視できない」と「意見」を打ち出した背景を紹介した。

近年では、技術革新の加速に伴い、スマートコネクテッドカーの普及率も高まっている。「中国インターネット発展報告(2021)」によると、2020 年末時点で、中国のスマートコネクテッドカーの販売台数は前年同期比 107%増加の 303 万 2,000 台に達し、普及率は 15%前後に達した。2021 年第 1 四半期に、レベル 2(半自動運転)スマートコネクテッドカーの普及率は 17.8%に達し、新エネルギー車に限ってみると、普及率は 30.9%となった。スマートコネクテッドカーの普及には、データ安全管理、運転安全管理など様々な分野の規範化が不可欠である。データ安全管理のうち、データの越境移転に関する規定が注目されている。「意見」によれば、中国国内の運営で収集した個人情報と需要データは関連法律法規に基づいて中国国内に保存すべきである。中国国外にデータを提供する場合、データの越境移転の安全評価を受けなければならない。

全人代、『個人情報保護法』を可決、11 月 1 日に施行へ

中国の全国人民代表大会常務委員会は 8 月 20 日、「個人情報保護法」を可決、11 月 1 日より正式に施行する。同法は中国初めての個人情報保護に関する法律であり、個人情報の収集時に本人の明確な同意を取得しなければならないことや、個人情報の海外への持ち出しを制限することなどが内容としてまとめられている。また、中国国内の個人情報を扱う場合、内外を問わずすべての企業に同法を適用するとしている。また、いわゆる「ビッグデータによる差別」(企業がユーザーデータを利用し、既存会員に対して差別的な価格設定を行い、同じ商品やサービスで新規ユーザーより高い価格を提示する)などに対し規制を実施する。中国では、2017 年に「ネットワーク安全法」を導入、今回の「個人情報保護法」と合わせ、ネットワーク上の情報管理の法的枠組みが整いつつある。

【金融】

2021 年に企業債のデフォルト金額は 1,200 億元を超過、格付け機関業界の規範化が進む

中国の債券市場の規模は世界第 2 位であるが、債券格付けで規範化が不足しているため、債券発行主体が監督管理上の基準を満たすために、実際よりも高い格付けが付与されるケースが多い。2020 年 11 月に話題となった地方国有企業である永煤集団の社債デフォルトが発生した時点で、発行主体格付けは AAA とされていた。デフォルトが発生した後、永煤集団の格付けは一気に BB まで引き下げられた。永煤デフォルトの案件から、中国の債券市場における格付け問題を露呈させた。

中国科学院の研究報告によると、2018 年から 2020 年まで、社債発行の時点で格付けが AAA の発行主体の社債デフォルト金額は 131 億元から 665 億元まで増加し、2020 年のデフォルト金額の 82%は発行主体の格付けは AA+ 及びそれ以上であった。2021 年に入り、48 社の発行主体の 134 銘柄の債券がデフォルトとなり、金額は 1,243 億元に達している。このうち、格付けが AA+ 及びそれ以上の発行主体が依然として多い。

2020 年 8 月 6 日、「債券市場信用格付け業界の健全な発展の促進に関する通知」が公表され、格付けの質と差別化、格付け会社のコーポレートガバナンスと独立性、情報開示と規律違反行為の処罰の強化といった分野から、信用格付け業界の規範化を図っている。業界の動向を見ると、2020 年以降、1,500 社の債券発行主体が格付け機関を変更したが、それに対し、2008 年から 2019 年までの 12 年間で格付け機関の変更はわずか 422 社であった。2021 年初めから 8 月 8 日までの約 8 ヶ月間で、94 社の発行主体が格下げとなり、

関連社債銘柄は 5,000 以上に達したが、格上げ主体はわずか 28 社であった。格付け業界の規範化に伴い、これからも格下げ案件が増える可能性は高い。

中国人民銀行レポート:世界的なインフレ圧力が上昇、先進国・新興国の金融政策が分かれる

中国人民銀行が 8 月 9 日に発表した「2021 年第 2 四半期中国金融政策執行報告」で、世界的なインフレ圧力が上昇しているなか、先進国は金融緩和政策を継続しているのに対し、一部の新興国は資本流出と通貨安の圧力の懸念によって金融政策の正常化を開始していること、先進国と新興国の間で金融政策の方向性が分かれていることを指摘した。

第 2 四半期に、FBR は政策利率と国債購買規模を維持すると決定したが、6 月の会議では国債購買規模の縮減について検討した。欧州の中央銀行は政策金利の維持と国債購買の加速を決定した。日銀も政策金利の据え置き、及び金融機関に気候変動対策のための支援措置を計画した。一方、2021 年以降、一部新興国はインフレ、資本流出と通貨安の圧力で利上げを始めている。例えば、ロシアとブラジルはそれぞれ 4 回、3 回利上げを実施し、メキシコ、トルコ、チリもそれぞれ 1 回利上げした。これに対し、「一部新興国の金融政策が先進国と方向性が分かれることで、世界的な景気回復の足かせになり、世界各国の経済格差の拡大に繋がりがねない」と中国人民銀行はコメントした。

世界経済は完全な回復まで時間がかかりそうである。失業率について、米国 6 月の失業率は 5.9%と、コロナ前の水準までは距離がある。ユーロ圏の 6 月の失業率は 7.7%で、英国の 5 月の失業率は 4.8%となっており、歴史的な高水準が続いている。インフレ水準について、米国の 6 月の消費者物価指数(以下「CPI」)は 5.4%まで上昇し、特にコア CPI では 1992 年以來の最高値の 4.5%を記録した。ユーロ圏の CPI は前年同期比で 1.9%上昇し、2 か月連続で政策目標の 2%に接近している。日本のインフレ圧力が比較的緩和されており、6 月の CPI 同比は 0.2%上昇、9 か月ぶりのプラスとなった。

「目下のところ、先進国の徹底的な金融緩和により、世界的に流動性が過剰気味になっている。景気回復の過程において、供給面の回復よりも需要面の回復ペースが速いため、半導体の不足、輸送料の上昇を引き起こし、コモディティと耐用消費財の価格を押し上げることでインフレ上昇の圧力が高まっている。今般のインフレの持続性は定かではないが、短期的な価格上昇は事実である。」と中国人民銀行が分析した。

プロフェッショナル解説(税務会計)/PwC 日本企業部

深圳前海における 15%の企業所得税優遇政策を 2025 年まで継続し現代サービス業のさらなる発展を支援

❖ 概要

2014 年 1 月に、財政部・国家税務総局は「広東横琴新区、福建平潭総合実験区、深圳前海深港サービス業合作区の企業所得税優遇政策および優遇目録に関する通達」(財税[2014]26 号、以下、「26 号通達」)を公布し、横琴新区(横琴)、平潭総合実験区(平潭)および前海深港サービス業合作区(前海)に設立される奨励産業企業に対し企業所得税優遇税率(15%)の適用を明確にし、且つ当該 3 区の「企業所得税優遇目録」(「2014 年版目録」)を公布した。しかし、この優遇政策は、2020 年 12 月 31 日をもって失効している。

財政部・国家税務総局は、2021 年 5 月 27 日に「財政部・税務総局の深圳前海深港サービス業合作区企業所得税優遇政策の継続に関する通達」(財税[2021]30 号、以下、「30 号通達」)を公布し、前海の企業所得税に係る優遇政策を継続・更新した。さらに「前海深港サービス業合作区企業所得税優遇目録(2021 年版)」「前海 2021 年版目録」を公布し、これらを 2021 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日まで実施する。30 号通達の優遇政策を実行するため、深圳市税務局はその後、「深圳前海深港サービス業合作区企業所得税優遇政策実務指針の通達」(以下、「実務指針」)を公布し、納税者が当該優遇を享受する具体的な手順と申告方式について明確化した。

❖ 詳細

・優遇政策の詳細内容

30 号通達と実務指針に基づき、15%の企業所得税優遇政策を享受する企業は、前海 2021 年版目録の中に規定された 1 つまたは複数の産業項目を主要業務とし、且つ主要業務収入が全収入総額の 60%以上を占める必要がある。また、26 号通達で要求されていた主要業務収入が全収入総額の 70%以上であったのに対し、30 号通達は当該割合を引き下げ、企業が優遇政策を享受するハードルを低くした。

30 号通達は、本支店の優遇について、次のように規定している。即ち、前海に本店を設立する企業については、区内の本店および支店の所得についてのみ、前海以外に本店を置く企業に対しては、その区内の支店の所得についてのみ 15%の税率を適用できるものとされる。

・前海 2021 年版目録

今回公布された前海 2021 年版目録には、5 種類 30 項目の産業が含まれ、前海 2014 年版目録の 4 種類 21 項目の産業と比較して対象範囲が拡大された。具体的には、現代物流業、情報サービス業、科学技術サービス業、文化クリエイティブ産業に、新たに商務サービス業(8 産業)が追加された。なお、情報サービス業については、前海 2014 年版目録より大幅に更新され、ブロックチェーン、仮想現実(VR)、拡張現実(AR)、人工知能(AI)、インダストリアルインターネット、コネクテッドカー、スマートウェアラブルなどの情報技術の研究開発とサービスの新興産業が追加された。

・申告方式

実務指針では、前海 15%の企業所得税優遇税率は「自己判別・申告享受・調査に備えて関連資料保管」の管理方式を採用し、且つ企業所得税の四半期予納時に享受できることを明確にしている。なお、調査に備えて保管する資料には、主要業務収入に対応するサービス契約等が含まれている。

❖ 要点

15%の企業所得税優遇税率は中国が前海の発展を支持する重要な政策の一つであり、30号通達は26号通達の継続政策として、条件に合致する現代サービス業についての前海におけるさらなる発展を促進するものとする。

企業が15%の企業所得税優遇を享受するためには、企業の主要業務が優遇目録中の産業に属することを確認する必要があり、過去の経験によれば、その判断は困難を伴うものであった。また、企業が円滑に優遇を享受するためには、十分なサポートドキュメントを作成・保持し、且つ主管税務機関と継続的にコミュニケーションをとらなければならない。前海企業所得税優遇産業の認定業務を推進するため、前海管理局は、過去数年間に何度か文書を公布し、前海企業所得税優遇税率の15%を既に享受している一部の企業に対し、その主要業務が優遇目録に合致しているか否かについて年度検査業務を実行したと認識している。これを受け、当該一部の企業は規定期間内に相応の資料を提出する必要があった。企業の税務コンプライアンスリスクをさらに低減するため、今回の実務指針でも、企業は主要業務が優遇目録に属するか否かを自ら判断することが困難な場合には、前海税務局に問い合わせ、コメントを受けることができるとされている。前海税務局は「リスト式」サービスを提供し、企業の税務コンプライアンスの確定性を高めることができると提起した。

30号通達では、15%の企業所得税優遇政策について前海で5年間継続することを規定しており、横琴と平潭の優遇政策も継続することが期待されている。

また、粵港澳大湾区の個人所得税優遇政策に関する通達財税[2019]31号通達により、深圳エリアにおいて2019年1月1日から一定の要件を満たした外国籍個人は個人所得税に係る優遇を享受できることとなっている。2019年度においては深圳エリアに居住する外国籍個人は税制優遇を享受する場合に、年間の課税所得が50万元以上あることが条件とされていたが、2020年度ではこの課税所得に係る最低限度額が撤廃され、個人所得税に係る優遇を享受しやすい環境になっている。深圳エリアにおいては、このように優遇税制が多く存在し、今後も投資促進のため新たな優遇制度や既存制度の継続があると考えている。PwCは今後も深圳エリアに関する最新の優遇情報を共有していく予定である。

添付:

前海 2021 年版目録と 2014 年版目録の比較

前海 2014 年版目録 (財税[2014]26 号付録) (2020 年 12 月 31 日に失効)	前海 2021 年版目録 (財税[2021]30 号付録) (2021 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日)
1、現代物流業	1、現代物流業
1. サプライチェーンソリューション設計、注文管理と実行、仮想生産、情報管理、資金管理、コンサルティングサービスなどのサプライチェーン管理サービス	1. サプライチェーンソリューション設計、注文管理と実行、仮想生産、情報管理、資金管理、コンサルティングサービスなどのサプライチェーン管理革新サービス
2. オンショア、オフショアの物流アウトソーシングサービス	2. 物流アウトソーシングサービス
3. 現代物流技術と物流公共サービスシステムの開発と運営	3. 現代物流技術と物流公共サービスシステムの開発と運営
4. 第三者物流の決済および管理	4. 第三者物流の決済および管理

<p>2、情報サービス業</p> <ol style="list-style-type: none"> 電気通信付加価値サービスアプリケーションシステムの開発 電子認証・電子商取引・電子政務技術の研究開発 情報セキュリティ技術研究開発サービス データマイニング、データ分析、データサービス、デジタルリソース開発 次世代移動通信網、IPv6による次世代インターネット技術の研究開発 衛星通信技術の研究開発 汎用ソフトウェア、業界アプリケーションソフトウェア、組込みソフトウェアの研究開発とサービス クラウドコンピューティング、IoT、高信頼性コンピューティング、スマートネットワーク、ビッグデータなどの技術研究開発とサービス 	<p>2、情報サービス業</p> <ol style="list-style-type: none"> 付加価値電気通信サービスアプリケーションシステムの開発 電子商取引および電子政務技術の研究開発とサービス 情報セキュリティ技術研究開発サービス(トラステッドコンピューティング、電子認証サービスなどを含むが、これらに限定されない) 次世代移動通信網、IPv6等による次世代インターネット技術の研究開発 衛星通信・ナビゲーション技術の研究開発 汎用ソフトウェア、業界アプリケーションソフトウェア、組込みソフトウェアの研究開発とサービス クラウドコンピューティング、エッジコンピューティング、モノのインターネット、ブロックチェーン、ハイパフォーマンスコンピューティング、ビッグデータなどの技術研究開発とサービス 仮想現実(VR)、拡張現実(AR)、人工知能などの技術研究開発とサービス インダストリアルインターネット、コネクテッドカー、スマートウェアラブルなどの情報技術の研究開発とサービス
<p>3、科学技術サービス業</p> <ol style="list-style-type: none"> 新エネルギー、新材料、バイオ医薬、低炭素環境保護など各業界の専門科学技術サービス 遺伝子シーケンシング、幹細胞、機能性蛋白、生命健康などの新興科学技術の研究開発とサービス 新エネルギー電池、立体表示と印刷技術の研究開発とサービス 情報技術アウトソーシング、業務プロセスアウトソーシング、知識プロセスアウトソーシングなどの技術先進型サービス 	<p>3、科学技術サービス業</p> <ol style="list-style-type: none"> 新エネルギー、新材料、バイオ医薬、低炭素環境保護など各業界の専門科学技術サービス 遺伝子シーケンシング、幹細胞、機能性蛋白、生命健康などの新興科学技術の研究開発とサービス 新エネルギー電池、立体表示と印刷技術の研究開発とサービス 情報技術アウトソーシング、業務プロセスアウトソーシング、知識プロセスアウトソーシングなどの技術先進型サービス
<p>4、文化クリエイティブ産業</p> <ol style="list-style-type: none"> グラフィックデザイン、パッケージデザイン、広告デザイン、インテリアデザイン、景観デザイン、工業デザイン、アパレルデザイン等のクリエイティブデザインサービス 文化情報資源開発 インターネット視聴番組技術の研究開発とサービス アニメおよびオンラインゲームの研究開発と創作 新メディア技術の研究開発とサービス 	<p>4、文化クリエイティブ産業</p> <ol style="list-style-type: none"> 視覚伝達デザイン、建築・景観およびインテリアデザイン、工業デザイン、ファッションデザイン、高級工芸美術デザイン等のクリエイティブデザインおよびサービス 文化情報資源開発および創作サービス インターネット視聴番組技術の研究開発とサービス アニメおよびオンラインゲームの研究開発と創作 新メディア技術の研究開発とサービス
	<p>5、商務サービス</p> <ol style="list-style-type: none"> 管理コンサルティング、都市計画、工事管理、省エネ・環境保護などの専門サービス リーガルサービス 会計、税務、資産評価サービス 信用調査および格付け・信用調査等の信用サービス 国際会議、ブランド展示会、専門展示会および関連サービス 人的資源・人的資本サービスその他の専門サービス 知的財産権代理、譲渡、登記、鑑定、検索、分析、評価、運営、認証、コンサルティング等のサービス 国際クルーズ船運航管理サービス

(本レポートの内容は執筆者の見解に基づいており、MUFG バンク(中国) 見解を示すものではありません。)

高橋 忠利 | Japanese Business Markets Leader | 日系企業事業开发部(JBD)

PwC はロンドンを本拠地とし、世界 150 国以上に約 750 拠点を擁する世界最大級のプロフェッショナルサービスファームである。高橋忠利は PwC オーストラリア在任中、メルボルンおよびアデレード地区日本人責任者として日系および非日系企業へコンサルティング業務を提供した経験を有する。2009 年より PwC 中国上海オフィスに赴任し、華中地区の日本企業部統括代表パートナーに就任。その後 2011 年より、華中・華北地区の日本企業部統括代表パートナーに専任(現任)。中国に進出している日系企業に対し、会計、内部管理、税務実務を中心とした中国事業再構築にかかるアドバイスを提供。さらに 2011 年以降は、日本ビジネスマーケットリーダーとして新たに華北地域(北京、天津、大連、青島など)も担当する。中国で事業を拡大する日系企業に対して、監査、内部監査、税務に関するコンサルテーション業務を提供している。

2017 年 7 月から中国本土並びに香港の日本企業部統括代表パートナーに就任。台湾事務所と日本企業部のコラボレーションリーダーにも任命されている。

現在、中国市場の持続的な拡大や、一帯一路政策に代表される中国政府による対外投資の積極的な促進等、中国経済のダイナミックな発展が急速に進む中、日本企業部統括代表パートナーとして、将来のリーダーとなる人材の育成サポート(You Plus)や、中国成長戦略の策定・実行サポート(Path to Profit)、更には中国政府による重点成長戦略と企業・人材の連携サポート(Integrated Urban Strategy)等、One Firm Service(OFS)の推進に精力的に取り組んでいる。

執筆者の顔写真



規制動向(2021.8.16~8.20)

I. 中華人民共和国個人情報保護法

発表日: 2021年8月20日

概要: 2021年11月1日より施行予定。要点は次のとおり。

1. アルゴリズムを通じて個人に情報を通知し、商業性のマーケティングを行う場合、個人の特徴に合致しない選択肢、または簡易的に拒否可能な方法を提供する必要がある
2. 生体認証、医療、金融口座、所在の軌跡等の機密性の高い個人情報の取扱いは、本人の同意を得る必要がある
3. 個人情報を違法に取扱うアプリケーションについては、サービスの停止または中止を命じる

II. 「第14次5カ年計画」に基づく、黄河沿い重点地域の産業プロジェクトへの参入と、汚染度の高い、水消費の多い、又は高エネルギー消費のプロジェクトの厳格管理に関する通知

番号: 发改弁産業〔2021〕635号

発表日: 2021年8月16日

概要: 黄河流域の生態環境管理と発展を促進するため、第14次5カ年計画に基づき、蘭州、洛陽、鄭州、済南などの川沿い地域での工業プロジェクト参入管理について通知する。

1. 関連工業団地の規制整備。2021年10月末までに、不適合または手続きが不十分な工業団地に対し、関連する規制に従い、期限内に是正を命じる
2. 建設予定の産業プロジェクトについて全般的な整理を実施し、汚染度の高い、水消費の多い、又は高エネルギー消費のプロジェクトを厳しく管理する。方針に準拠していないプロジェクトに対し、承認または備案を拒否する。備案完了後も未開始のプロジェクトに対しても再評価を実施。この全般的な整理業務は2021年12月末までに完成する予定。

III. 商務部・発展改革委員会・財政部・自然資源部・住宅都市農村建設部・交通運輸部・税関総署・市場監督管理総局・郵政局による「貿易物流の高品質な発展に関する特別行動計画(2021-2025年)」に関する通知

発表日: 2021年8月6日

概要: 本行動計画は、貿易物流の近代化を加速し、効率化を促進するため策定。要点は次のとおり。

1. 情報技術の普及。5G、ビッグデータ、IoT、AIなどの現代情報技術と貿易物流の融合を促進し、スマートな流通施設を建設し、従来の物流施設のデジタル化とスマート化を支援する
2. 国際物流の円滑化。貿易企業、クロスボーダーEコマースプラットフォーム、クロスボーダー物流企業の国際物流インフラ投資・建設(海外経済貿易協力区、海外倉庫、海外物流センターなどを含む)を支援する
3. 通関円滑化の推進。通関時間を短縮し、「2段階申告」や「早期申告」などの円滑化策を推進する。適格な企業に対し、認定事業者(AEO)企業への申請とAEO国際相互認識協力を奨励する

三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2021 年 8 月)

■ MUFG BK 中国月報 2021 年 8 月号(第 186 号)

CO2 排出ピークアウト行動計画と「長江保護法」の注目点

<https://www.bk.mufig.jp/report/inschimonth/121080101.pdf>

トランザクションバンキング部

■ ニュースフォーカス No.7 2021

《深圳市外商投資株式投資企業試点弁法》(QFLP)の改定について

http://rmb.bk.mufig.jp/files/topics/1365_ext_02_0.pdf

アジア法人営業統括部 アドバイザリー室

本報告書は、情報提供のみを目的として、MUFG バンク(中国)有限公司(以下「当行」)が作成したものであり、その使用又は配布が法律や法規への違反に該当するあらゆる管轄又は国における個人又は組織への使用又は配布を意図したものではありません。本報告書をお客様に公表する前に、当行及び/又は当行関係者/組織は、本報告書に含まれる情報を利用、又はそれに基づいて行動することができます。

本報告書に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品若しくは投資商品の購入若しくは売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。

本報告書は、情報提供のみを目的として作成されており、特定の受領者の具体的な需要、財務状況、又は投資目的への対応を意図するものではありません。

本報告書は、信頼しうるとみなされる情報源から入手した情報に基づいて作成したのですが、正確性を保証するものではなく、受領者自身の判断に代わるものとみなされるべきではありません。受領者においては、適切に、独立した専門的、法律、財務、税務、投資、又はその他のアドバイスを別途取得する必要があります。

本報告書は、アナリスト自身の見解に基づいているため、当行の公式な見解を示すものではありません。本報告書に含まれる全ての見解(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性は保証いたしかねます。本報告書は、不完全又は要約の場合もあり、本報告書に言及される組織に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本報告書を更新する義務を負いません。

過去の実績は将来の業績を保証するものではありません。本報告書において言及されるいかなる商品の業績予測も、必ずしも将来実現する又は実現しうる業績を示すものではありません。

当行及び/又はその取締役、役員並びに従業員は、当該取引への関与に当たり、随時、本報告書に言及された関連証券又は関連金融商品において、利益を有すること及び/又は引受を承諾すること、及び/又は当該証券若しくは関連金融商品を保留若しくは保有することがあります。さらに、当行は、本報告書に言及されたいずれかの会社と関係を有する(例えば関連会社、戦略パートナー等)こと、若しくは有していたこと、又はコーポレート・ファイナンス若しくはその他のサービスを提供すること、若しくは提供していたことの可能性もあります。

本報告書に含まれる情報は当行が信頼しうると判断した情報源から入手したものでありますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をするものではなく、一切の責任又は義務も負いません。したがって、本報告書に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠するものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本報告書の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的、間接的及び/又は結果的な損失若しくは損害について、いかなる責任も負いません。

当行は、本報告書の著作権を保有しており、当行の書面による同意なしに本報告書の一部又は全部を複製又は再配布することは禁止されています。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任も一切負いません。

MUFG バンク(中国)有限公司 リサーチ&アドバイザリー部 中国調査室
北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大廈 4 階 照会先: 石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214